

# 令和 6年度予算見積調書

課室名: 社会福祉課  
 担当名: 援護恩給担当  
 内線: 3277

(単位: 千円)

番号	事業名		会計	款	項	目	説明事業	
S305	特定中国残留邦人等生活支援給付金		一般会計	民生費	社会福祉費	遺家族等援護費	中国帰国者しあわせ支援事業費	
事業期間	平成20年度～	根拠法令	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律		針路分野施策	02 0206	県民の暮らしの安心確保 生活の安心支援	SDGsゴール 10, 16 SDGsターゲット 10-2, 10-4, 16-1
1 事業の概要			5 事業説明					
<p>高齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない特定中国残留邦人等に対して、高齢基礎年金制度による対応を補完するものとして、生活支援給付金を支給する。</p> <p>なお生活支援給付金は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。                      ※特定中国残留邦人等とは                      明治44年4月2日～昭和21年12月31日の間に生まれ、かつ昭和36年4月1日以後に初めて永住帰国した中国残留邦人等をいう。                      特定中国残留邦人等生活支援給付金 22,196千円</p>			<p>(1) 事業内容                      高齢基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分に図れない特定中国残留邦人等に対して、高齢基礎年金制度による対応を補完するものとして、生活支援給付金を支給する。</p> <p>(2) 事業計画                      ア (7) 町村の特定中国残留邦人等に対する生活支援給付金 (4世帯6人)                      (イ) 町村の単身の特定配偶者に対する配偶者支援金 (1人)                      イ 生活保護法第73条の規定により居住地がないか又は明らかでない特定中国残留邦人等について、市が支弁した生活支援給付金の1/4を県が負担する。対象は36市(さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く。)で交付申請により概算交付及び清算を行う。 (4人)                      ウ 医療・介護支援給付審査支払費                      医療扶助におけるレセプト審査費用及び介護扶助における介護審査費用</p> <p>(3) 事業効果                      特定中国残留邦人等の生活の安定が図られる。</p>					
2 事業主体及び負担区分								
ア (7) (国3/4・県1/4)								
(イ) (国10/10)								
イ (国3/4・県1/4)市0								
ウ (県10/10)								
3 地方財政措置の状況			なし					
4 事業費に係る人件費、組織の新設、改廃及び増員								
本庁 9,500千円×0.1人=950千円								
地域 9,500千円×0.1人=950千円								
予算額		財源内訳					一般財源	前年との対比
		国庫支出金						
決定額	22,196	12,220					9,976	△2,274
前年額	24,470	13,930					10,540	

## 事業内訳書

事業名	特定中国残留邦人等生活支援給付金		
単位事業名	特定中国残留邦人等生活支援給付金	予算額	22,196千円

### ○歳入

(単位：千円)

款・節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
国庫支出金・生活保護費負担金	12,220	△1,710	生活保護費負担金 生活扶助負担率 3/4、配偶者支援金負担率10/10、 居所不明者負担率 3/4
一般財源	9,976	△564	
合計	22,196	△2,274	

### ○歳出

(単位：千円)

節	当初予算額	対前年度増減額	主な内容
委託料	163	10	審査事務委託
負担金、補助及び交付金	5,916	0	特定中国残留邦人等が居住する市への負担金 4人分
扶助費	16,117	△2,284	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく扶助費 4世帯6人分
合計	22,196	△2,274	